

2020年11月20日

各位

会社名 株式会社DDホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 松村 厚久
 (コード番号：3073 東証第一部)
 問合せ先 上席執行役員 グループ経営企画本部長 斉藤 征晃
 電話番号 03-6858-6080 (代表)

**第三者割当による第6回新株予約権
 (行使価額修正条項及び行使許可条項付) の行使許可に関するお知らせ**

当社は、2020年11月20日に発行いたしました株式会社DDホールディングス第6回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）において、割当先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社との間で締結した第三者割当契約に基づき、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対し、下記のとおり本新株予約権の行使許可を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の名称	株式会社DDホールディングス第6回新株予約権
(2) 行使許可書到達日	2020年11月20日
(3) 今回の行使許可に基づく行使許可期間	2020年11月24日（当日含む。）から2021年2月19日（当日含む。）までの60取引日の期間
(4) 行使許可を行った本新株予約権の数	16,000個
(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権1個当たり100株とします。
(6) 本新株予約権の行使価額	第6回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）の93%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 第7回新株予約権の行使価額につき、当社は、2020年11月24日以降2022年11月23日まで（同日を含みます。）の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日

	<p>以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の96%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますが、これらに限られません。）が存在する場合並びに行使許可期間が経過していない場合（但し、当該行使許可期間内に行使することができるすべての第7回新株予約権が行使された場合を除きます。）には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。</p> <p>第6回新株予約権の下限行使価額は、460円（条件決定日の直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）とします。</p> <p>第7回新株予約権の下限行使価額は、731円（発行決議日の直前取引日の東証終値）とします。</p>
--	--

*本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年10月26日公表のプレスリリース「第三者割当による第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」及び2020年10月30日公表の「第三者割当による第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上